

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片 山 篤

市町村名 (市町村コード)	久米南町 (663)	
地域名 (地域内農業集落名)	北庄中央地区 (北庄中央)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月2日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地域は棚田地帯で、複雑な形や段差の大きい圃場もあり、狭い圃場での機械操作や畦畔などの草刈作業も困難性・危険性を伴う。また、水源が溜池の不可欠な圃場もあり、水路や灌漑用水の共同管理に労力を要するが、農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中での対応が今後の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・棚田地帯の水稻作には、安定した用水確保は必要不可欠であることから、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業などの補助事業を活用し、農地の受け手の確保や農道、水路及び畔などの維持管理を行い、棚田景観の再生と保全に協働で取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	－ ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の目標地図に載せた農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手の高齢化で耕作者が減少しているなか、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・所有者の意向、受け手の確保が調整できれば、農地中間管理機構を活用して農地の賃貸借を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・棚田地域においては、複雑な地形や段差があり基盤整備事業の実施が厳しいため、農道や水路の補修・管理を中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業等を活用しながら実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・離農者や後継者不在者の農地を地域内の担い手へ継承することを基本としつつ、必要に応じて地域外からも担い手となる農業者を確保することを想定しながら今後も協力体制を構築していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業支援サービス事業者がいないため地域の担い手や若手の農業者が作業の一部を受託するなどしており、今後も地域全体での取組みが必要である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣被害対策として、被害が拡大しないよう地域による防護柵等の設置や維持管理、有害鳥獣の目撃・被害状況の情報共有などに取組む。
 ⑦地域内の農地の保全・管理を協力し合い、農業用施設(水路・農道等)の維持管理を実施する。